

## 応募要件

### ①基本的要件

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で応募する者にあつては、構成員全員が該当すること。

（※（6）は共同企業体の構成員の代表者が有していればよい。）

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者であること。

(4) 府税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者

((1)キに掲げる者を除く。)又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者((1)キに掲げる者を除く。)でないこと。

- (8)府を当事者の一方とする契約(府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者(この公示の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。)でないこと。

## ②技術に関する要件

(1)従事者は、次のいずれかの者とする。

- ア 児童指導員として児童福祉事業に従事した経験を有する者(任用資格)
- イ 教員として従事した経験を有する者(教育職員免許法第2条第1項)
- ウ 児童福祉司として従事した経験を有する者(任用資格)
- エ 児童心理司として従事した経験を有する者(任用資格)
- オ 保健師として母子保健事業に従事した経験を有する者(保健師助産師看護師法第2条)
- カ 保育士として児童及び保護者の指導に従事した経験を有する者(児童福祉法第18条の4)
- キ 児童虐待通告受理業務の経験を有する者
- ク 精神保健福祉士(精神保健福祉士法第2条)、社会福祉士(社会福祉士及び介護福祉士法第2条第1項)、臨床心理士(任用資格)いずれかの資格を有する者
- ケ 子どもや家庭に関する相談事業に従事した経験を有する者

## ③業務執行に関する要件

(1)以下の業務実施体制を確保していること。

- ア 個人情報保護、その他情報漏洩防止について十分に配慮した上、個人情報や業務上知り得た情報を適切な方法で管理していること。
- イ 事業の概要の記載のある回数(年間延べ件数 約 8,500件)の対応が実現可能な体制であること。
- ウ 従事者に対して、業務に必要な知識・情報・技能等の習得研修や実務研修を実施すること。

(2)当該委託業務において生じた法律上の損害賠償責任に対応するため、賠償責任保険に加入すること。

## ④業務実績に関する要件

国又は地方公共団体との間で子どもや家庭に関する電話相談業務について締結した契約について、平成29年4月1日からこの公告の日までの間に、誠実に履行を完了した実績を有していること。